

株主各位

東京都江東区新砂1丁目2番8号

オルガノ株式会社

代表取締役社長 橋本 喜代志

第61回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第61回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第61期〔平成17年4月1日から平成18年3月31日まで〕 営業報告書、連結貸借対照表、連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第61期〔平成17年4月1日から平成18年3月31日まで〕 貸借対照表及び損益計算書報告の件

本件は、上記内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第61期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

なお、利益配当金は1株につき4円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

「会社法」（平成17年法律第86号）、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」といいます。）、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）及び会社計算規則（同第13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、当社定款につき、次のとおり所要の変更を行いました。

- (1) 旧定款第7条（株券）、第10条（株主の住所、印鑑等の届出）及び第10条の2（仮住所又は代理人の届出）に定める事項は、定

款第13条（株式取扱規則）に定めたことにより不要となるため、削除いたしました。

- (2) 管理の効率化を図るため、単元未満株式の権利は単元株式と比較し相当の範囲に限定することが可能となる定款第9条（単元未満株式についての権利）を新設いたしました。
- (3) 単元未満株式をご所有の株主の皆様のご便宜を図るため、ご請求により、当社が保有する自己株式を売り渡して、単元株式になるよう買増しいただくことが可能となる定款第10条（単元未満株式の買増し）を新設いたしました。
- (4) 株主総会の招集地の規制が廃止され、会社の判断で招集地を決定できることとされたことに伴い、招集地を明確にするため、定款第15条（開催場所）を新設いたしました。
- (5) より迅速な情報提供のため、株主総会参考書類等をインターネットにより開示することが可能となる定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設いたしました。
- (6) 取締役会の機動的かつ効率的な運営を目的として、書面又は電磁的方法による取締役会の決議等が可能となる定款第28条（取締役会の決議の省略）を新設いたしました。
- (7) 補欠監査役の予選について定める旧定款第27条の2（補欠監査役の選任）は、「会社法」に規定が設けられたことにより不要になったため、削除し、補欠監査役の任期につき定款第32条（補欠監査役の任期）を新設いたしました。
- (8) 旧定款第30条（監査役会の議長及び招集）、第31条（監査役会の決議）に定める事項は、定款第36条（監査役会規則）に定めることにより不要となるため、変更及び削除いたしました。
- (9) その他、会社法が施行されることに伴い、規定の新設又は削除、用語及び引用条文の変更を行うとともに、併せて一部表現の変更、字句の修正を行いました。

なお、「整備法」の施行に伴い、平成18年5月1日付で当社の定款に定めがあるものとみなされている定款第4条（機関）及び定款第7条（株券の発行）の新設、旧定款第8条（名義書換代理人）の所要の変更を行いました
- (10) 上記の新設又は削除に伴い、条数の変更等を行いました。

第3号議案 取締役3名選任の件

本件は、取締役に中川博勝、鬼頭和夫の両氏が再選され、新たに佐々木博朗氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、補欠監査役に新たに吉田正俊氏が選任されました。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、辞任された取締役 田代 圓氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたすこととし、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会に一任することで承認可決されました。

第6号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

本件は、平成18年5月1日施行の会社法により、役員賞与が報酬額に含まれることになりましたので、報酬額につき現在の月額方式から年額方式に改定することとし、額につきましては、経済情勢の変化、諸般の事情等を勘案し、取締役の報酬額を年額3億4,000万円以内、監査役の報酬額を年額6,000万円以内と改定いたしました。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとし、第3号議案が原案どおり承認可決された結果、取締役は8名、監査役は4名となりました。

以 上

~~~~~

**配当金のお支払いについて**

第61期利益配当金は、同封の「郵便振替支払通知書」により、平成18年6月30日から平成18年7月31日までの期間内に最寄りの郵便局にてお受け取り願います。

なお、お受け取りの際は「郵便振替支払通知書」裏面記載のご注意等をご覧ください。

また、金融機関口座振込みをご指定の方には、「配当金計算書」及び「お振込先について」を同封いたしましたので、ご確認願います。

## お 知 ら せ

### ○貸借対照表及び損益計算書（決算公告）のホームページ掲載中止に関して

当社は、決算公告に代えて、貸借対照表及び損益計算書をホームページに掲載しておりましたが、会社法第440条第4項の規定により、有価証券報告書提出会社は掲載義務が無くなりましたので今後この掲載を実施しませんのでご了承ください。

なお、有価証券報告書に関しては、金融庁から情報提供されるEDINET (Electronic Disclosure for Investors' Network 証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム)にてご覧いただけます。

ただし、金融庁のホームページからの情報提供であり、証券取引法上の公衆縦覧ではありませんのでご了承ください。

EDINET アドレス <https://info.edinet.go.jp/EdiHtml/main.htm>

### ○単元未満株式の買増に関して

現在当社は、単元株式数（1,000株）に満たない株式のご所有の株主様のご請求により、単元未満株式の買増を実施しておりますが、本日開催の当社第61回定時株主総会にて、新たに単元未満株式の買増が可能となる旨の定款変更が決議されました。

これにより、単元株式数（1,000株）に満たない株式のご所有の株主様のご請求により、お手元の単元未満株式と合わせて単元株式数となる数の株式の発行を当社に請求できます。

詳細につきましては、当社株主名簿管理人である中央三井信託銀行株式会社にお問い合わせ下さい。

(お問い合わせ先)

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

中央三井信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号 0120-78-2031 (フリーダイヤル)

ホームページ [http://www.chuomitsui.co.jp/person/p\\_06.html](http://www.chuomitsui.co.jp/person/p_06.html)

ご注意

- ・保管振替制度ご利用の場合は、お取引証券会社にお申し出下さい。
- ・3月31日及び9月30日を含む各々それ以前の12営業日の間は受付を停止させていただくほか、当社が別途必要と認める場合は受付停止期間を設ける場合がございます。